

東京都駐車場条例では、一定規模以上の建築物を新築等する場合に、敷地内に駐車施設を整備することが規定されています。しかし、当地区では、新宿駅西口地区駐車場地域ルールが適用されており、駐車施設の台数を減じたり、敷地外へ隔地することができます。

1. 東京都駐車場条例（抜粋）

(1) 駐車施設の附置義務台数

東京都駐車場条例				駐車場地域ルール
建物用途	対象建築物の規模	整備台数	緩和措置	整備台数※
特定用途	百貨店 その他の店舗	250㎡ ごとに1台	6,000㎡ 未満の 建築物	420㎡ ごとに1台
	事務所	300㎡ ごとに1台		460㎡ ごとに1台
	その他 (飲食店、 ホテル等)	300㎡ ごとに1台		

※ 繁忙期の当該施設等の駐車実績がある場合、算出方法が異なります。

(2) 荷さばき駐車施設の附置義務台数

「(1) 駐車施設の附置義務台数」の内数とすることができます。

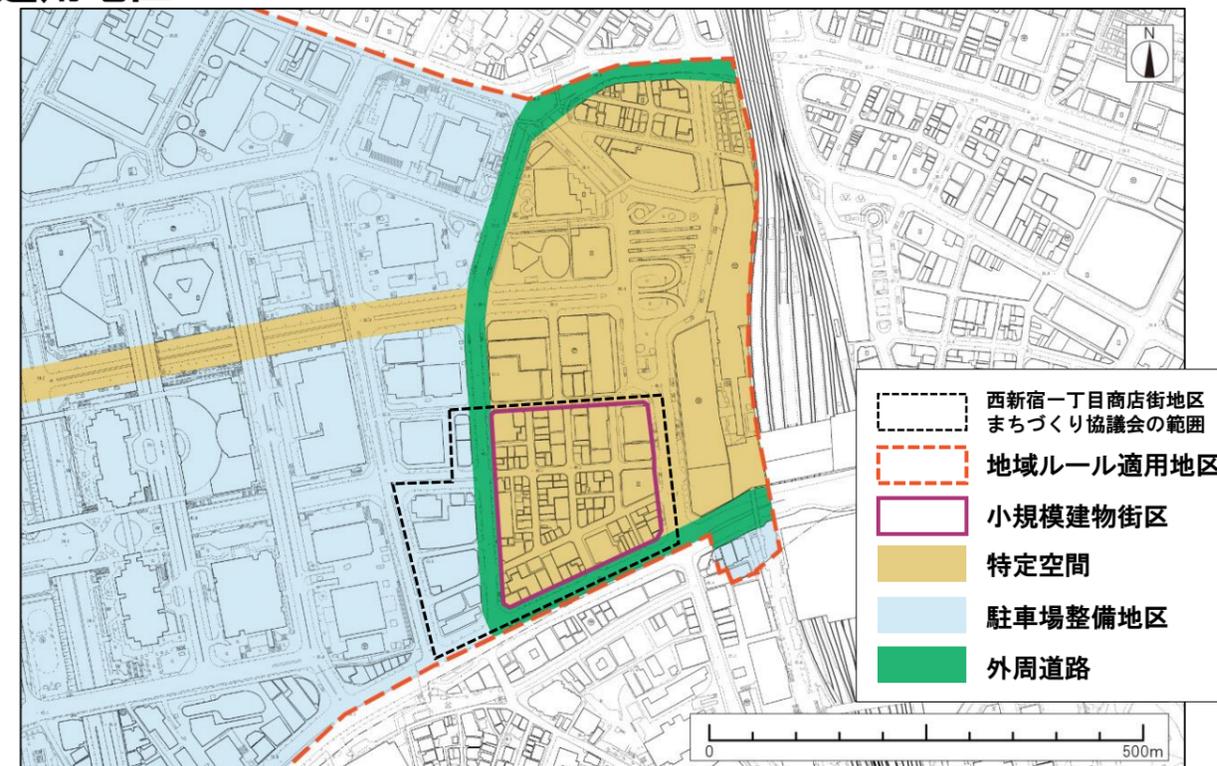
建物用途	対象建築物の規模	整備台数	緩和措置
特定用途	百貨店 その他の店舗	2,500㎡ ごとに1台	6,000㎡未満の 建築物
	事務所	5,500㎡ ごとに1台	
	その他 (飲食店、 ホテル等)	3,500㎡ ごとに1台	

(3) 障害者のための駐車施設の附置義務台数

「(1) 駐車施設の附置義務台数」のうち1台以上設けなければなりません。

2. 新宿駅西口地区駐車場地域ルール（抜粋）

■適用地区



■駐車施設の確保

駐車施設	外周道路に面しない敷地	外周道路に面する敷地
一般車用	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に隔地する。 隔地先は、敷地から概ね300mの範囲内で、外周道路に面する敷地又は特定空間外の敷地 	敷地内に整備
荷さばき用	<ul style="list-style-type: none"> 近傍への集約・隔地ができる。(小規模建物街区) 条件は、同一街区又は敷地から概ね50mの範囲内に駐車施設が確保でき、荷さばきの横持ち配送を有効に行うことができる等。 	
障害者用	<ul style="list-style-type: none"> 近傍への集約・隔地ができる。(小規模建物街区) 条件は、同一街区又は敷地から概ね50mの範囲内に駐車施設が確保でき、円滑に移動できる経路が確保されている等 	